

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文 目次

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年八月二十二日法律第六十七号）（抄）	1
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	1
○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）	2

◎子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年八月二十二日法律第六十七号）（抄）

第六十八条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項に次の一号を加える。

四 子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業に関する事

附則

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三（略）

四 第六十八条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五（略）

◎内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

附則

（所掌事務の特例）

第二条（略）

2・3（略）

4 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前三項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 株式会社産業再生機構に関する次に掲げる事務

イ 次に掲げる事項の認可に関する事

(1) 設立

(2) 定款の変更の決議

(3) 取締役及び監査役の選任及び解任の決議

(4) 合併、分割及び解散の決議

ロ 関係行政機関の事務の調整に関する事

二 株式会社地域経済活性化支援機構に関する次に掲げる事務

イ 次に掲げる事項の認可に関すること。

(1) 設立

(2) 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任

(3) 取締役及び監査役の選任及び解任の決議

(4) 定款の変更の決議

(5) 合併、分割及び解散の決議

ロ 関係行政機関の事務の調整に関すること。

三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事務

イ 次に掲げる事項の認可に関すること。

(1) 設立

(2) 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任

(3) 取締役及び監査役の選任及び解任の決議

(4) 定款の変更の決議

(5) 合併、分割及び解散の決議

ロ 関係行政機関の事務の調整に関すること。

### ◎子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）

第十条 旧児童福祉法第五十六条の八第一項に規定する特定市町村（以下この条において「特定市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、小学校教育前子どもへの保育その他の子ども・子育て支援に関する事業であつて内閣府令で定めるもの（以下この条において「保育緊急確保事業」という。）のうち必要と認めるものを旧児童福祉法第五十六条の八第二項に規定する市町村保育計画に定め、当該市町村保育計画に従つて当該保育緊急確保事業を行うものとする。

2 特定市町村以外の市町村（以下この条において「事業実施市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、保育緊急確保事業を行うことができ

る。

3 内閣総理大臣は、第一項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 国は、保育緊急確保事業を行う特定市町村又は事業実施市町村に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該保育緊急確保事業に要する費用の一部を補助することができる。

5 国及び都道府県は、特定市町村又は事業実施市町村が、保育緊急確保事業を実施しようとするときは、当該保育緊急確保事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 附則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

##### 一・二 (略)

三 附則第十条の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日

#### 四 (略)